

## 免許の拒否等の事由及び基準

次に掲げる病気にかかっている者

- ・ 幻覚の症状を伴う精神病であって政令で定めるもの
- ・ 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であって政令で定めるもの
- ・ イ又はロに掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの
- ・ 痴呆（既に免許を受けている者のみ）

アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

上記に該当する場合の拒否等の基準

- ・ 病気等に該当する場合（次の場合を除く。）には免許を与えない（取消し）
- ・ 6か月以内に病気等に該当しないこととなる見込みがある場合には、免許を保留（停止）